長長万部町立静狩小学校いじめ防止基本方針

□　はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にもどの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「長万部町立静狩小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

|  |
| --- |
| ○　学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。  ○　児童、教職員の人権感覚を高めます。  ○　児童と児童、児童と教職員を始めとする校内における温かな人間関係を築きます。  ○　いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめの問題を早期に解決します。  ○　いじめ問題について保護者、地域、関係機関との連絡を深めます。 |

１　「いじめ」とは（法第２条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

２　いじめの態様（心理的・物理的な行動）とは

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子供を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

|  |  |
| --- | --- |
| 分　　　　類 | 抵触する可能性のある  刑罰法規 |
| ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる | 脅迫、名誉毀損、侮辱 |
| ・仲間はずれ、集団による無視 | 刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした態度が必要 |
| ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする | 暴行 |
| ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする | 暴行・傷害 |
| ・金品をたかられる | 恐喝 |
| ・金品を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする | 窃盗、器物破損 |
| ・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする | 強要、強制わいせつ |
| ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる | 名誉毀損、侮辱 |

３　いじめを未然に防止するために

（１）児童に対して

①　児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級作りを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。

②　分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。

③　思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるであるといった命の大切さを、道徳の時間や学級活動の指導を通して育む。

④　「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう様々な活動の中で指導する。

⑤　見てみないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

（２）教職員に対して

①　児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を築く。

②　児童が自己実現を図れるように、子供が生きる授業を日々行うことに努める。

③　児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実を図る。

④　「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。

⑤　児童一人一人の変化に気付く鋭敏な感覚をもつように努める。

⑥　児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。

⑦　「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等、「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。

⑧　問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

（３）学校全体として

①　全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌を作る。

②　いじめに関するアンケート調査を年２回実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。

③　「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校職員の理解と実践力を高める。

④　校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会等で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気付いたときには、すぐに担任を始め周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。

⑤　「いじめ問題」に関して児童会として取組を行う。

⑥　いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

（４）保護者・地域に対して

①　児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。

②　「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、全体懇談等で伝えて理解と協力をお願いする。

４　「いじめ」の早期発見・早期対応について

（１）早期発見に向けて　………　「変化に気付く」

①　児童の様子を担任を始め全教職員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。

②　様子に変化が生じられる児童には、教師は積極的に声掛けを行い、児童に安心感を持たせる。

③　アンケート調査を活用し、児童の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

（２）相談ができる　……………　「誰にでも」

①　いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。

②　いじめられている児童や保護者からの訴えには親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。

③　いじめられている児童が、自信や存在感を感じられるような励ましを行う。

④　いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに全職員で情報を共有するようにする。

（３）早期解決を　………………　「傷口は小さいうちに」

①　教職員が気付いたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく、構造的に問題を捉える。

②　事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制の基に行う。

③　いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。

④　いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているかということを気づかせるような指導を行う。

⑤　いじめてしまう理由を聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。

⑥　事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

５　校内体制・組織対応について

（１）日常の指導体制（未然防止・早期発見）

①　校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置付ける。構成は全教職員とする。

②　役割として、本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。

③　学校評価においては、年度ごとの取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

（２）緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

①　「いじめ防止委員会」を「いじめ対策委員会」とし、全教職員で対応する。

②　いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱を考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

③　関係機関と連絡を密にしながら指導方針、指導体制を確立し、関係者に対する具体的な手立てを講じていく。

６　教育委員会を始め関係機関との連携について

（１）いじめの事実を確認した場合の長万部町教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、長万部町教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。

（２）地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、ＰＴＡや地域の会合等でいじめ問題など健全育成についての話合いを奨めることをお願いする。

７　年間活動計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 会議・研修等 | 未然防止に向けた取組 | 早期発見に向けた取組 |
| ４月  ５月  ６月  ７月  ８月  ９月  １０月  １１月  １２月  １月  ２月  ３月 | いじめ防止委員会①  （学級経営交流会）  いじめ防止委員会③  （学級経営交流会）  学校評価  いじめ防止委員会②  （学級経営交流会） | 保護者・地域への発信（学校便り）  道徳公開授業（思いやりの心等）  保護者への啓発（全体懇談会）  学級づくり・人間関係づくり | いじめアンケート②  いじめアンケート① |

８　年間指導計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 月 | 道　　　徳 | 特別活動 | 各教科・総合学習 | その他 |
| ４ | ・４年「１　相手を思いやって」  『つながるやさしさ』  『心と心のあく手』  Ｂ　親切、思いやり | ・始業式  ・プルタブ収集活動  (通年) |  |  |
| ５ | ・３年「２　相手を思いやって」  『気づく心』  『わたしたちの「わ」』  Ｂ　親切、思いやり  ・６年「２　相手の立場に立って」  『父の言葉（黒柳徹子）』  Ｂ　親切、思いやり | ・春の遠足  （ふれあい登山）  ・運動会 |  |  |
| ６ | ・５年「５　豊かな人間関係をつくる」  『ロレンゾの友達』  『知らない間のできごと』  Ｂ　友情、信頼  ・６年「５　豊かな人間関係をつくる」  『絵地図の思い出』  『友達だからこそ』  Ｂ　友情、信頼 |  | ・ふれあいﾊﾟｰｸｺﾞﾙﾌ  [生活･総合] | ・子供会築港清掃活動 |
| ７ | ・５年「１　相手の立場に立って」  『ほのぼのテスト』  Ｂ　親切、思いやり | ・合同宿泊研修 | ・地域交流会  (神社の祭典)  [音楽･生活･総合] | ・子供会サマーキャンプ |
| ８ |  |  |  | ・子供会墓清掃活動  ・子供会築港清掃活動 |
| ９ |  | ・秋の遠足  ・収穫祭  ・前期終業式 | ・収穫祭[生活･総合] |  |
| 10 | ・２年「７　友だちとなかよく」  『みほちゃんと  となりのせきのますだくん』  『およげないりすさん』  Ｂ　友情、信頼 | ・後期始業式  ・学芸会 |  |  |
| 11 | ・２年「９　あたたかい心で」  『電車の中で』  『きゅう食当番』  Ｂ　親切、思いやり  ・４年「12　友だちと助け合って」  『仲間だから』  『絵はがきと切手』  Ｂ　友情、信頼 |  | ・慈恵園訪問  [生活･総合] |  |
| 12 | ・１年「12　あたたかいこころで」  『はしの上のおおかみ』  『ねずみくんのきもち』  Ｂ　親切、思いやり | ・きらり集会 |  | ・子供会餅つき大会 |
| １ |  |  | ・スキー学習[体育] | ・子供会しめ縄回収 |
| ２ | ・３年「16　友だちと助け合って」  『たっ球は四人まで』  Ｂ　友情、信頼 |  | ・スキー学習[体育] | ・冬のレク・スポーツ大会 |
| ３ |  |  |  |  |

９　日常の指導体制（未然防止・早期発見）

○　学校いじめ防止基本方針　　　○　いじめを許さない姿勢

○　風通しの良い職場　　　　　　○　保護者・地域との連携

管理職

【結果報告】

【緊急対策】

いじめ防止委員会

【構成員】校長、担任、（公務補）

○　学校いじめ防止基本方針作成・見直し

○　年間指導計画の作成

○　校内研修会の企画・立案

○　いじめアンケートの実施

○　調査結果、報告等の情報整理・分析

○　いじめが疑われる案件の事実確認・判断

○　配慮児童への支援方針

教育委員会

いじめ対策委員会

早　期　発　見

未　然　防　止

◇　情報の収集

・　教職員の観察による気付き

・　保護者や地域からの情報

・　相談・訴え(児童・保護者・地域等)

・　アンケートの実施（前・後期）

◇　情報の共有

・　報告経路の明示、報告の徹底

・　職員会議等での情報共有

・　要配慮児童の実態把握

・　進級時の引継ぎ

◇　学級経営の充実

・　学びに向かう姿勢の確立

・　意欲的に取り組む授業づくり

◇　特別活動・道徳教育の充実

・　学級活動の充実

・　思いやりの心を育てる道徳教育の実践

◇　人権教育の充実

・　人権意識の高揚

◇　保護者・地域との連携

・　学校いじめ防止基本方針の周知

・　学校公開の実施

１０　緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

**いじめ認知**

※　事実を時系列で記録に残す

校　長

継続指導・経過観察

いじめ解決への指導・支援

対応継続

※複数で

対応

※指導・支援

収束

日常指導

体制の充実

継続

保護者

地　域

調査・事実関係の把握

関係機関

・教育委員会

・警察

・福祉関係

・医療機関等

・支援チーム

**道教委**

教育委員会

渡島教育局

**【重大事態】**

【構成員】校長、担任、（公務補）

◇　いじめ認知報告

◇　調査方針・方法等の決定

　☆　目的、優先順位、担当者、期日等

◇　指導方針の決定、指導体制の確立

　☆　指導、支援の対象と具体的な手立て

　　・　特定（被害児童・保護者、加害児童・保護者）

　　・　一部（観衆・傍観者）

　　・　全体（全校）

◇　事態収束の判断

　☆　被害児童がいじめの解消を自覚し、関係児童と

の関係が良好となっている。

**いじめ対策委員会**

※いじめは解消したが、継続した指導が必要